

観光圏整備事業費補助金交付要綱

平成20年7月23日国総観振第55号

(通則)

第1条 観光圏整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）」（以下「観光圏整備法」という。）第8条第3項の規定に基づき国土交通大臣（以下「大臣」という。）が認定した観光圏整備実施計画（以下「認定実施計画」という。）について、国が設置した検討会（以下「第三者委員会」という。）の推薦に基づき、認定実施計画に係る観光圏整備事業に要する経費の一部を国が補助することにより、観光圏の整備を図り、国内外からの観光客の来訪及び滞在の促進により地域の活性化を推進することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次に掲げるもののいずれかとする。

- 一 観光圏整備法第5条第1項の規定に基づき組織された協議会（以下「協議会」という。）の代表者であって、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体が出資する法人又はその構成員若しくは出資者の構成からみて観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしいと認められる法人
 - 二 協議会と同等の組織及び広域的な観光振興の実績を有し、観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者として認められる法人
- 2 前項の協議会は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。
- 一 定款、寄付行為に類する規約等を有すること。
 - 二 団体活動の本拠としての事務所を有すること。
 - 三 団体の意志を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること。
 - 四 代表者が経理し、それを監査する等の会計体制を有すること。
 - 五 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員がその協議の結果を尊重する義務を負うことが規約等に定められていること。

(交付の対象等)

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 この補助金の補助対象事業の区分、補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1による「観光圏整備事業費補助金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による「観光圏整備事業費補助金交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による「観光圏整備事業費補助金交付決定変更申請書（以下、「交付決定変更申請書」という。）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 個別事業の補助対象経費の配分について変更しようとするとき。
- 二 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和30年中央連絡協議会）に定める軽微な場合を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第4による「観光圏整備事業費補助金交付決定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第5による「観光圏整備事業費補助金交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

(観光圏整備事業費補助対象事業者等の変更届出)

第10条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第6による「観光圏整備事業費補助事業者等の変更届出書」を遅滞なく大臣に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業者の住所又は名称並びに代表者の氏名に変更があった場合
- (2) 協議会の規約に変更があった場合

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第7による「観光圏整備事業費補助事業中止（廃止）承認申請書」を大臣に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

- 第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行及び支出状況について、四半期毎の次の月末までに様式第8による「観光圏整備事業費補助金補助対象事業遂行状況報告書（第 四半期）」（以下、「遂行状況報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付してすみやかに大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで様式第9による「観光圏整備事業費補助金補助対象事業完了実績報告書」（以下、「完了実績報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10による「観光圏整備事業費補助金の額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び返還命令)

- 第15条 大臣は、次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

- 第16条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第11による「観光圏整備事業費補助金支払請求書」を大臣に提出しなければならない。

(取得財産等の管理等)

- 第17条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をも

って管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第19条第1項に規定するものについて、様式第12による「取得財産等管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

第18条 補助事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。
- 2 補助対象事業者は、適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間（以下「財産処分制限期間」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める期間とし、その期間を経過するまでは大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
 - 3 補助対象事業者は、前項の財産処分制限期間が経過するまでの間に財産の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第13による「観光圏整備事業費補助金事業財産処分等承認申請書」を提出して大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(補助事業に関する書類の保存)

第20条 補助対象事業者は、補助金の交付の対象となった観光圏整備事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間、保存しておかなければならない。

附 則（平成20年7月23日国総観振第55号）

- 1 この交付要綱は、平成20年10月1日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平18年法律第48号）の施行日（平成20年12月1日）の前日までの第3条の適用については、同条中「一般社団法人、一般財団法人」とあるのは、「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人」とする。

補助対象経費	
1. 観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業	
個別事業	(1) 宿泊魅力向上事業費 観光圏整備に係る滞在促進地区内等のサービス改善及び向上を図るための宿泊（共用）施設外観整備費、共通食事クーポン・共通入湯券等の企画開発経費、従業員研修経費 等
2. 観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業	
個別事業	(1) 観光圏イベント開発事業費 観光圏整備に係る新規イベント開発に係る専門家派遣等の制度設計費、パンフレット作成費 等
	(2) 観光圏商品企画開発・販売促進事業費 観光圏整備に係る事業化に向けた事業可能性調査費、統一化されたロゴ等デザイン作成経費、専門家派遣等の制度設計費、地域資源を活用した土産品及び地産地消メニューの開発・販売事業及び起業化支援経費、商品販売のための空き店舗活用経費、研究会等の運営経費、パンフレット作成経費 等
	(3) 観光圏体験・交流・学習促進事業費 観光圏整備に係る体験・交流・学習施設の整備・改良経費、体験・交流・学習プログラム商品の企画開発立上げ経費、制度設計費、パンフレット作成経費 等
	(4) 観光圏人材育成事業費 観光圏整備に係る観光従事者及びガイド等の育成経費（講師等の派遣費、教材作成費）等
3. 観光旅客の移動の利便の増進に関する事業	
個別事業	(1) 観光圏交通整備事業費 観光圏整備に係る二次交通需要（実証実験）調査費、共通乗車船券の企画開発費、レンタカー活用支援費（多言語カーナビ等）、レンタサイクル活用支援費 等
4. 観光に関する情報提供の充実強化に関する事業	
個別事業	(1) 観光圏情報提供事業費 認定観光圏案内所の開設・運営初期経費、ITを活用した情報提供・案内システムの開発・運営初期経費、案内板の設置費、観光案内標識の整備費、地図等の作成費 等 観光圏内外へアクセスするための公共交通施設整備の経費（鉄道施設・乗合バス施設・港湾施設・空港施設・その他ターミナルに係る外国語表記案内板整備、鉄道車両・乗合バス車両・船舶・航空機内外への外国語表記整備、外国語対応券売機整備）等
5. その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業	
個別事業	(1) 観光圏モニタリング調査事業費 観光圏内の入り込み客数調査・観光客満足度調査・観光消費額調査費 等
	(2) 上記以外の個別事業で、観光圏整備実施計画として国土交通大臣が認定した事業
補助率	個別事業毎に2/5以内とする。

金額の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を合算したものとする。</p> <p>(1) 補助金交付決定額の内訳となる個別事業の額</p> <p>(2) 補助対象経費の内訳となる個別事業の実施額に2/5を乗じて得た額</p> <p>(3) 補助対象経費の内訳となる個別事業の実施額から、当該個別事業に係る収入額を控除した額に2/5を乗じて得た額</p> <p>* 補助金対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p>
---------	--

* 留意事項

- (1) 協議会の代表者を補助対象事業者とする場合は、代表者の支出する経費についてのみ補助対象経費とする。
- (2) 地方公共団体は、認定実施計画において次に掲げるいずれかの負担を講じるものとする。
 - ① 協議会の代表者への負担
 - ② 認定実施計画に係る観光圏整備事業への負担（観光圏の実情に応じて、負担額は問わないものとする）
 - ③ 地方公共団体が自ら実施する観光圏整備事業への負担（当該経費は、補助対象外とする）
- (3) 観光圏整備事業費補助金を受ける際の会計は、他の会計とは、別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- (4) 補助対象期間は、原則として、継続した2ヶ年とするが、第三者委員会の事業評価において、著しく効果が低いと認められる場合は、この限りではない。ただし、第三者委員会において、当該補助対象期間の事業が適切に執行され、効果があったとの評価を得た補助対象事業者であって、新規に事業を追加して行うことにより一層の効果が見込まれる場合は、通算5ヶ年以内とする。この場合、事業開始から2ヶ年経過した同一の補助対象事業に係る経費については、補助対象外とする。